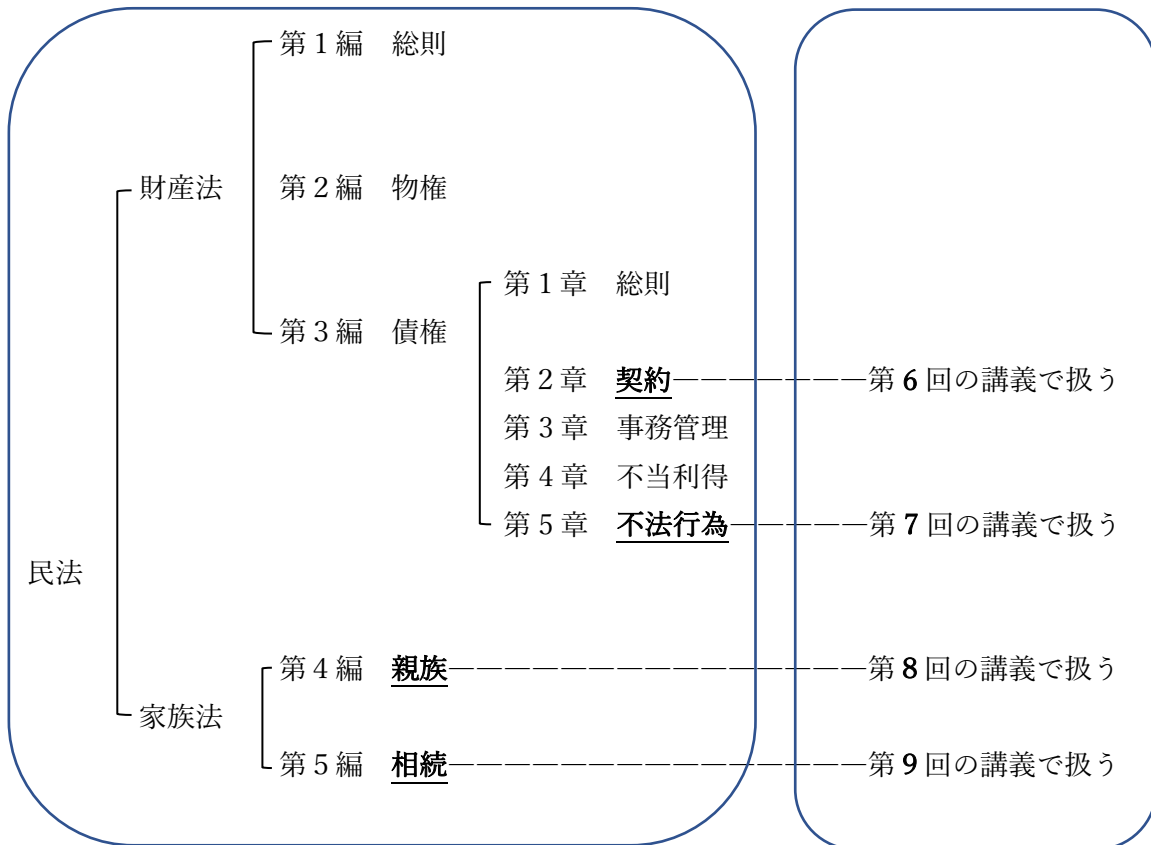


## 事前の説明

本日（7月7日）は、  
第9回 「相続と法」の講義を通して、  
市民生活と法、  
とりわけ、そのうち、  
市民生活と「民法」\*（第5編 相続 /民法第882条～第1050条）、  
という分野の内容について勉強していく予定である。

### 民法の体系



次ページに続く

## 第1部 導入編

**思考事例：** 本日の思考事例は、二つの設例からなる。

設例1は、「非嫡出子の相続分を嫡出子の相続分の2分の1」とする民法旧900条4号ただし書き前段の合憲か、違憲かを検討する最高裁平成25年9月4日大法院決定（平成24年(ク)第984号・第985号）を原型とした設例である。

設例2は、「法定相続分」（民法900条）の練習問題に該当する設例である。



：ええ～、この時点、何を言っているのか、もうわからない感……



：心配する必要はない！「法」は抽象的で難解の専門用語も多いであるものの、我々の生活「市民生活」における具体的な問題を解決するために存在するものであるため、まず、下記の設例の具体的な事実関係からどのような問題があったかを意識し考え、その上、講義内容を確認しながら、答えを導かせることができるようになる。

### 設例1：

2001年7月に、男性Aが死亡、相続人には亡妻Bと間の子C、婚姻関係のない女性Dの間の子Eがいる。遺産を1200万円とする場合、当時の民法900条4号「嫡出でない子の相続分は、嫡出である子の相続分の2分の1」とする規定内容に基づき、Dは800万円を相続し、Eは400万円を相続することになる。ところが、Eは、上記の民法規定が「すべて国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない」という憲法14条に違反し、無効であるとの主張を行い、最高裁判所までに争った。受講生のあなたは、もし最高裁判所の判事である場合、設例1につき、どう思うか。「嫡出でない子（E）の相続分は、嫡出である子（C）の相続分の2分の1」とする規定は憲法に違反する？ 憲法に違反しない？ なぜ？

### 設例2：

2013年12月11日深夜、ある交通事故が発生、女性・妻Aは、愛する夫Bと唯一子供の息子Cをなくした。幸い、同乗者で、夫Bの両親（DとE）は、存命している。仮にBの遺産を900万円、Cの遺産を600万円とし、BもCも遺言を残さなかった。以下の各場合において、相続関係はどうなるであろうか。

（1）交通事故の後、BとCが病院に搬送され、救命治療中、夫Bが先に亡くなり、1日後、息子Cが続いて亡くなり、Cには、妻・子ほかがいない場合。

（2）交通事故の後、BとCが病院に搬送され、救命治療中、息子Cが先に亡くなり、1日後、夫Bが続いて亡くなり、Cには、妻・子ほかがいない場合。

（3）交通事故の後、BとCが病院に搬送され、救命治療中、息子Cが先に亡くなり、1日後、夫Bが続いて亡くなり、Cには、妻W1との間の子F（6歳）、愛人W2との間の娘G（8歳）がいて、かつ、Cは、生前にGの本籍地の役場にGが自分の娘である届を出したことがあり、現在W1、F、W2、G、みんなは存命している場合。

## 第2部 講義内容

### 目次

- I 法定相続分・遺言・遺留分との関係
- II 相続人の範囲
- III 法定相続分
- IV 民法旧 900 条 4 号ただし書き前段は、合憲か、違憲か

### I 法定相続分・遺言・遺留分

本日の講義は、「法定相続分」を中心とする内容であるが、知識の体系を重視する視点より、先立って「遺言」と「遺留分」との関係を整理し、識別することは、避けて通ることができない課題である。

まず、それぞれの概念から押さえておこう。

法定相続分とは、被相続人が遺言書を残さなかった場合、かつ相続人の間で遺産分割の合意もできなかったとき、遺産分割の基準・指標・道筋として、法律（民法）で定められる各相続人が受け取るべき遺産の割合のことである。（民法 900 条）

遺言とは、一定の方式に従ってされる相手方のない一方的かつ単独の意思表示であり、遺言者の死後の法律関係（例えば、遺産分割の割合）を定める最終意思の表示であって、遺言者の死亡によって法律効果を発生する。遺言では、多くの場合、遺産分割の割合に関する内容が含まれる。（民法 960～1027 条）

遺留分とは、一定の相続人（配偶者、直系尊属、直系卑属）のために法律上必ず留保されなければならない遺産の一定の割合のことである。被相続人の兄弟姉妹は除外される。（民法 1042 条、民法旧 1028 条）

つぎに、「法定相続分」と「遺言」の優先関係、厳密的に言うと「法定相続分に従う遺産分割の割合」と「遺言に指定される遺産分割の割合」に矛盾が生じた場合、両者の優先関係を見てみよう。

### 解説・発展学習

今後、解説につき、登場して来るキャラクターを、下記のように、紹介しておきます。



ウサギ君：質問をするのが大好きです。



カニ君：質問に答えるのが大好きです。



X (シロ) 君 Y (クロ) 君は、よく相反の立場に立ち、異なる主張・意見を持つ二人です。



：被相続人、相続人ってどういう意味ですか。



：相続の関係上、財産などの残して亡くなった人のことを意味します。相続によって財産などを受け取る人のことを意味します。



：相続分とは、何ですか。



：相続人が受け取る遺産の割合のことを意味します。



：「相殺」は、法律用語として「そうさつ」ではなく「そうさい」と読まれることが多いですが、「遺言」を辞書で調べると「いげん」「いごん」「ゆいごん」という三つの読み方があり、法律用語ではどのように読めばよいですか。



：「遺言」は、法律用語として「いごん」と読まれるこ

答えは、実に簡単である。遺言の内容は、法定相続分より優先される。すなわち、「遺言に指定される遺産分割の割合」は、「法定相続分に従う遺産分割の割合」より優先される。なぜならば、私的自治の原則により、遺言者の意思表示が尊重され、原則として国家は、私人間の関係を干渉しないということからである。

この部分の最後に、「遺言」と「遺留分」との関係も見よう。

前述した私的自治の原則の下で、「全財産を、愛人に残す」という趣旨の遺言を作成するとき、例外として国家は、私人間の関係を干渉することがある。それは、「遺留分」という制度である。すなわち、遺言を作成するとき、一定の相続人に一定の相続分を必ず留保しておけなければならない。例えば、妻と子を残して亡くなった夫は、愛人のために遺言を作成する際、妻と子に少なくとも2分の1の遺産を留保しておけなければならない。

## II 相続人の範囲

### 1 配偶者相続人：

民法 890 条に基づき、被相続人の配偶者は、常に相続人となる。

### 2 血族相続人：

民法 887 条 1 項、889 条 1 項に基づき、被相続人の子（第 1 順位の者）、被相続人の直系尊属（第 2 順位の者、例えば被相続人の父母）、被相続人の兄弟姉妹（第 3 順位の者）は、相続人になる可能性がある。ただし、先順位の者がある場合、後順位の者は相続人になることができない。

例えば

被相続人の子（第 1 順位の者）がある場合、

↓

- ① 被相続人の子（第 1 順位の者）は、相続人になる。
- ② 被相続人の直系尊属（第 2 順位の者、例えば被相続人の父母）は、相続人になることができない。
- ③ 当然ながら、被相続人の兄弟姉妹（第 3 順位の者）も、相続人になることができない。

とが多いです。また「相殺・そうさい」、「過失相殺・かしつそうさい」と類似で、2019 年の法改正前の「遺留分減殺請求権」（民法旧 1031 条）のうちの「減殺」は、「げんさい」と読まれることが多いです。



遺留分に関する詳細な規定については、2019 年法改正後の民法 1042 条を開いてみてください。



：相続人の範囲について、さらに代襲相続という制度が存在するが、混乱させない理由また紙幅制限の関係上、さらなる詳細の説明を割愛しました。興味がある学生は、ぜひ民法 887 条 2 項、3 項また 889 条 2 項を開いてみてください。



：血族相続人に関する「先順位の者がある場合、後順位の者は相続人になることができない」というルールを理解するため、設例 2 と合わせながら、見てみましょう。

例えば、夫 B が先に死亡した場合、妻 A は、常に相続人になる。と同時に、A と B に間に子 C があれば、C は相続人になるものの、B の父母（D と E）は、相続人になることができない。

### III 法定相続分

冒頭で押さえたことであるが、「遺言」などが無い場合の、遺産分割の割合を定める民法の規定・民法 900 条「法定相続分」のことを覚えておこう。

(法定相続分)

民法第 900 条 同順位の相続人が数人あるときは、その相続分は、次の各号の定めるところによる。

1号 子及び配偶者が相続人であるときは、子の相続分及び配偶者の相続分は、各2分の1とする。

2号 配偶者及び直系尊属が相続人であるときは、配偶者の相続分は、3分の2とし、直系尊属の相続分は、3分の1とする。

3号 配偶者及び兄弟姉妹が相続人であるときは、配偶者の相続分は、4分の3とし、兄弟姉妹の相続分は、4分の1とする。

4号 子、直系尊属又は兄弟姉妹が数人あるときは、各自の相続分は、相等しいものとする。ただし、父母の一方のみを同じくする兄弟姉妹の相続分は、父母の双方を同じくする兄弟姉妹の相続分の2分の1とする。

整理すると、次のルールを抽出することができる。

法定相続分のルール①：

配偶者のみ相続人となる場合には、  
配偶者は、相続財産のすべてを相続する。

法定相続分のルール②：

配偶者と子が相続人となる場合には、  
配偶者が2分の1、子が2分の1を相続する。

法定相続分のルール③：

配偶者と直系尊属（例えば、被相続人の父母）が相続人となる場合には、  
配偶者が3分の2、直系尊属（例えば、被相続人の父母）が3分の1を相続する。

法定相続分のルール④：

配偶者と兄弟姉妹が相続人となる場合には、  
配偶者が4分の3、兄弟姉妹が4分の1を相続する。

法定相続分のルール⑤：

子、直系尊属又は兄弟姉妹が数人あるときは、  
各自の相続分は、相等しいものとする。

なぜならば、Cは、第1順位の者であり、DとEは、第2順位の者であるため、第1順位の者が存命している場合、第2順位の者は、相続人になることができないからです。



：設例1との関係で質問してみたいのですが、2013年12月5日成立、2013年12月11日公布・施行前の民法900条4号では、どのような内容が規定されていましたか。



改正前、すなわち民法旧900条4号では、「4号 子、直系尊属又は兄弟姉妹が数人あるときは、各自の相続分は、相等しいものとする。ただし、**嫡出でない子の相続分は、嫡出である子の相続分の2分の1とし、父母の一方のみを同じくする兄弟姉妹の相続分は、父母の双方を同じくする兄弟姉妹の相続分の2分の1とする。**」と規定されていました。

現在、上記の黄色の蛍光でマークされている部分（民法旧900条4号ただし書き前段）は、設例1の原型となる最高裁平成25年9月4日大法廷決定を背景に、憲法14条に違反するという理由により、2013年の民法改正によって削除されました。

設例2と合わせて、上記の法定相続分のルールを使ってみよう。

2013年12月11日深夜、ある交通事故が発生、女性・妻Aは、愛する夫Bと唯一子供の息子Cをなくした。幸い、同乗者で、夫Bの両親(DとE)は、存命している。仮にBの遺産を900万円、Cの遺産を600万円とし、BもCも遺言を残さなかった。以下の各場合において、相続関係はどうなるであろうか。



遺言がないため、設例2は、法定相続分の練習問題である。  
答えを導くコツは、以下の二つの手順に従うこと。

**Step1: 相続人を確認する。「だれ」が遺産を受け取れる？**

**Step2: 法定相続分を確認する。(それぞれ「いくら」を受け取れる?)**

(1) 交通事故の後、BとCが病院に搬送され、救命治療中、夫Bが先に亡くなり、1日後、息子Cが続いて亡くなり、Cには、妻・子ほかがいない場合。

第1、夫Bが先に亡くなったため、

Step1: Bが亡くなった時点のBの「相続人」を確認する。

→Bの相続人は、A(Bの配偶者)、C(Bの子)である。

Step2: AとCそれぞれの「法定相続分」を確認する。

→法定相続分のルール②によると、

Aは、450万円(Bの遺産900万円の2分の1)を相続する。

Cは、450万円(Bの遺産900万円の2分の1)を相続する。

※この時点、Cの相続財産は1050万円までに増えた。

(内訳：Cの固有遺産600万円+Bから相続した450万円)

第2、息子Cが続いて亡くなったため、

Step1: Cが亡くなった時点のCの「相続人」を確認する。

→Cの相続人は、A(Cの直系尊属・母親)のみである。

Step2: Aの「法定相続分」を確認する。

→Aは、Cから1050万円(Cの固有遺産600万円+CのBから相続した450万円)のすべてを相続する。



第1と第2を総合して、最終的に

Aは、1500万円を相続することになる

(1500万円の内訳：Bから450万円+Cから1050万円)。



なぜ、ここ(設例2の(1)第1)の場合、DとEは相続人になることができないのですか？



なぜならば、血族相続人の場合、「先順位の者がある場合、後順位の者は相続人になることができない」というルールに従ったからです。

すなわち、

被相続人Bの子は、第1順位の者です。

被相続人Bの父母は、第2順位の者です。

Bが亡くなった時点、Cという第1順位者がある(存命する)ため、

Cという第1順位者は、相続人になるが、

DとEという第2順位は、相続人になることができません。



なぜ、ここ(設例2の(1)第2)の場合、Cも、DとEも直系尊属(第2順位)なのに、DとEは相続人になることができないのですか？



なぜならば、第2順位の者(直系尊属)の間では、親等の異なる者の間では、親等の近い者を先にする(民法889条1項1号ただし書き)というルールに従ったからです。



(2) 交通事故の後、BとCが病院に搬送され、救命治療中、息子Cが先に亡くなり、1日後、夫Bが続いて亡くなり、Cには、妻・子ほかがいない場合。

第1、息子Cが先に亡くなったため、

Step1: Cが亡くなった時点のCの「相続人」を確認する。

→Cの相続人は、A(Cの母親)、B(Cの父親)である。

Step2: AとBそれぞれの「法定相続分」を確認する。

→法定相続分のルール⑤によると、

Aは、300万円(Cの遺産600の2分の1)を相続する。

Bは、300万円(Cの遺産600の2分の1)を相続する。

※この時点、Bの相続財産は1200万円までに増えた。

(内訳：Bの固有遺産900万円+Cから相続した300万円)

第2、夫Bが続いて亡くなったため、

Step1: Bが亡くなった時点のBの「相続人」を確認する。

→Bの相続人は、A(Bの配偶者)、DとE(Bの父母)である。

Step2: A、D、Eの「法定相続分」を確認する。

→法定相続分のルール③によると、

Aは、800万円(Bの相続財産の1200万円の3分の2)を相続する。

DとE(二人合わせて)は、400万円(Bの相続財産の1200万円の3分の1)を相続する。

→法定相続分のルール⑤によると、

DとEは、400万円を等分して、200万円ずつになる。



第1と第2を総合して、最終的に

Aは、1100万円を相続することになる

(1100万円の内訳：Cから300万円+Bから800万円)。

Dは、200万円を相続することになる。

Eは、200万円を相続することになる。

#### IV 民法旧900条4号ただし書き前段は、合憲か、違憲か

ここまで辿り着いたら、現在、削除された「非嫡出子の相続分を嫡出子の相続分の2分の1」とする民法旧900条4号ただし書き前段の規定内容は、合憲か、違憲か、についても受講生の皆さんと一緒に考えてみたい。なお、1回講義内容の紙幅の制限により、以下では、最高裁判



設例2の(3)交通事故の後、BとCが病院に搬送され、救命治療中、息子Cが先に亡くなり、1日後、夫Bが続いて亡くなり、Cには、妻W1との間の子F(6歳)、愛人W2との間の娘G(8歳)がいて、かつ、Cは、生前にGの本籍地の役場にGが自分の娘である届を出したことがあり、現在W1、F、W2、G、みんなは存命している場合には、①だれか相続人になり、②それぞれの法定相続分はいくらになりますか。



第1、Cが亡くなった時点、①Cの相続人はW1、F、Gです。②W1は300万円、Fは150万円、Gは150万円を相続することになります。

第2、Bがなくなった時点、①Bの相続人はA、F、G(FとGが相続人になれるのは、民法887条2項に規定される代襲相続人に該当するから)です。②Aは450万円、Fは225万円、Gは225万円を相続することになります。

前記の如き、答えのみを提示しましたが、発展学習として「なぜ」(答えを導かせた手順)について考えてもらいたいです。もし尚も分からない場合、第9回小テストの質問とコメント欄を利用してぜひ質問してみてください。

相続法という内容は、ドラマのワンシーンよりも面白い

所の判断の変遷を紹介し、さらに深く追求したい場合に利用可能の手掛かりを提示する程度までとどまることにする。

民法旧 900 条 4 号ただし書き前段は、合憲か、違憲かについて、

1995 年 7 月 5 日、最高裁判所（最高裁平成 7 年 7 月 5 日大法廷決定・民集 49 卷 7 号 1789 頁）では、「憲法 14 条 1 項に反するものとはいえない」として、合憲という判断であった（ただし、当時、5 名の裁判官の補足意見があるほか、5 名の裁判官の反対意見があった）。

2013 年 9 月 4 日、最高裁判所（最高裁平成 25 年 9 月 4 日大法廷決定・民集 67 卷 6 号 1320 頁）では、「憲法 14 条 1 項に違反し無効でありこれを適用することはできない」として、裁判官全員一致で、違憲という判断となった。

第 9 回の小テストの出題範囲ではないものの、発展学習の手掛かりとしては、(1)、(2) という判例百選の評釈と (3) 最高裁平成 25 年 9 月 4 日大法廷決定を背景とする民法の一部を改正する法律の概要を解説する法務省の情報（URL と QR コード）を提示する。

(1) 吉田克己「非嫡出子の相続分規定は合憲か」久貴忠彦ほか編『家族法判例百選（第 6 版）』（有斐閣、2002 年）第 114～115 頁。

(2) 幡野弘樹「嫡出でない子の法定相続分」水野紀子ほか編『民法判例百選Ⅲ親族・相続（第 2 版）』（有斐閣、2018 年）第 116～117 頁。

(3) [http://www.moj.go.jp/MINJI/minji07\\_00143.html](http://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00143.html)

また、下記の QR コードから法務省 HP「民法の一部を改正する法律の概要」へアクセスすることができる。



第 9 回の内容は、以上。

です。できるだけ沢山な問題を提起し、受講生の皆さんに考えさせる機会を提供したい趣旨により、本日レジュメの内容はすでに通常より多くなっています。もし、第 8 回の親族、第 9 回の相続の講義内容から家族法についてさらに追及したいと思うなら、ぜひ、法学部の「家族法」という講義を他学部履修の形で挑戦してみませんか。

「節目」：日本国語大辞典  
「善問者如攻堅木、先其易者、後其節目、及其久也、相説以解」（礼記 - 学記）